

FOR TOMORROW

しづや法人

申告納税は

e-Taxで!!



〈平成28年度税制改正に関する提言を報告 柳田全法連税制税務委員長(渋谷法人会会長)〉

—平成27年度納税表彰式/平成28年度税制改正に関する提言まとまる—

2015.12
No. **538**
平成27年

平成27年度納税表彰式	3
平成28年度税制改正に関する提言	4
税務コーナー	8
事業ア・ラ・カルト	10
都税コーナー	14

法人会掲示板 12月

12月・1月・(2月)実施する主な事業

- 12月1日 渋谷駅前清掃活動（青年部会）
- 12月1日 青年部会役員会
- 12月5日 フェスタ原宿（11ブロック）
- 12月9日 絵はがき合同表彰式（女性部会）
- 12月18日 理事会
- 1月8日 新年賀詞交歓会
- 1月21日 女性部会新年会（新春講演会・懇親会）
- 1月24日 しぶやニュー駅伝（青年部会参加）
- 1月26日 所得税確定申告書の書き方講習会
- 1月28日 鳩森小学校租税教室（青年部会）
- 2月2日 渋谷駅前清掃活動（青年部会）
- 2月5日 第10・11ブロック合同研修会
- 2月8日 第7ブロック新春の集い
- 2月9日 源泉所得税セミナー
- 2月19日 源泉研究部会 役員・世話人会
- 2月23日 消費税研修会

新年賀詞交歓会のお知らせ

- ◆日時 平成28年1月8日(金)午後5時30分～7時
- ◆場所 セルリアンタワー東急ホテル B2F
ボールルーム
渋谷区桜丘町26-1 TEL 3476-3000
- ◆会費 10,000円／1名

※詳細は同封のチラシをご覧ください。

※事業については渋谷法人会ホームページでも
ご覧いただけます。

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成27年12月16日(水)午後1時～4時
日時 平成28年1月20日(水)午後1時～4時
日時 平成28年2月17日(水)午後1時～4時
場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 1月14日(木) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室
日時 2月18日(木) 午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の
法律相談をご利用下さい。

- ◆日時 毎週月曜日から金曜日まで（祝日等除く）
午前10時・11時・午後2時・3時・
4時の5回

- ◆場所 羽野島法律事務所（新橋）

- ◆相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円

- ◆申込先 東法連：TEL 3357-0771

※法人会HPからもお申込み可能です。（メール
アドレス登録済みの方）

渋谷法人会HP → 右側 会員サービス →
法律相談の活用

21年間の豊富な開発ノウハウと先端技術への飽くなき挑戦！

ソフトウェアのエキスパート集団
コンピュータ事業に関するコンサルティング
<http://www.metssoftware.co.jp>
E-mail:master@metssoftware.co.jp

メッツソフトウェア株式会社

Tel 03-3379-8325

〒151-0053 東京都渋谷区代々木3-2-7

平成27年度 納税表彰式

11月5日(木)に当会副会長・税制委員長 岩田利延氏が東京国税局長納税表彰状を受彰されました。

東京国税局長表彰状受彰者



岩田 利延氏
(副会長)
(株)定石



式辞 渋谷税務署長 金森 勝氏

平成27年度 渋谷税務署長納税表彰式

平成27年度渋谷税務署長納税表彰式が11月12日(木)、午後3時30分より原宿東郷記念館で開かれ、約200名の参加者を前に税務行政運営に功労があった方々が、受彰の栄に浴されました。

表彰状受彰：細川信和氏、橘輝雄氏、梅村昇氏、山崎健吉氏、中島規子氏

感謝状受彰：遠藤久介氏、朝倉健吾氏、福田晴夫氏、早川千秋氏、木下和子氏

渋谷税務署長表彰状受彰者



細川 信和氏
(常任理事)
(株)宮岡設計事務所



橘 輝雄氏
(理事)
(有)橘屋



梅村 昇氏
(理事)
(有)梅村商店



山崎 健吉氏
(副支部長)
(株)山崎文栄堂

渋谷税務署長感謝状受彰者



遠藤 久介氏
(理事)
遠藤電機(株)



朝倉 健吾氏
(理事)
朝倉不動産(株)



福田 晴夫氏
(理事)
(株)富紀



早川 千秋氏
(理事)
(株)ハイパーハイパー



木下 和子氏
(女性部会幹事)
(株)青田

また11月19日(木)に常任理事 大塚英雄氏が東京都渋谷都税事務所長感謝状を受彰されました。

東京都渋谷都税事務所長感謝状受彰者



大塚 英雄氏
(常任理事)
(株)大塚商店



表彰状受彰：橘 輝雄氏



代表謝辞：細川 信和氏

正しい税知識を学ぼう

法人実効税率20%台の早期実現と 中小企業の活性化に資する 税制措置を強く求める!

法人会の「平成28年度税制改正に関する提言」が、9月16日の公益財団法人 全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国82万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および441単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。

○消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負担を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。

○国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すことも重要である。医療費・介護費の抑制につながる客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

○消費税率10%への引き上げは、2017年4月に確実に実施されることになった。これは財政健全化と社会保障の安定財源確保にとって不可欠だが、その前提に「行革の徹底」があったことを改めて想起すべきである。

○消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げにあたっては、行政改革の徹底、歳入の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

○軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。

○低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

5. マイナンバー制度について

○国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

○マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

○アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まえれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

○少額減価償却資産の取得価額の損金算入

の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

○平成27年1月から納税猶予制度が改正され、要件緩和や手続きの簡素化など大幅な見直しが行われたが、事業承継を円滑に行うにはまだ不十分であり、更なる要件緩和と充実、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設が必要である。

III 地方のあり方

○地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

○我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

IV 震災復興

○今年は5年間の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

渋谷、世田谷、北沢、玉川、目黒税務署から 確定申告書作成会場開設のお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場を

ベルサール渋谷ファースト に開設します。

期 間：平成28年2月12日(金) から 3月15日(火) まで

※ 土、日及び祝日を除きます。

(注)平成27年10月現在の情報に基づき作成していますので、詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、税務署にお尋ねください。

時 間：受付午前8時30分から午後4時まで(相談開始は午前9時15分)

※ 申告書の提出は、午後5時まで

所在地：渋谷区東1-2-20(住友不動産渋谷ファーストタワー 2階)

※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

※ 1月4日(月)から3月15日(火)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

※ 申告書作成会場は、3月に入りますと、大変な混雑が予想されます。



※最寄り駅から会場までのご案内は裏面下部をご覧ください。

渋谷税務署 TEL 03-3463-9181(代表)

世田谷税務署 TEL 03-6758-6900(代表) 玉川税務署 TEL 03-3700-4131(代表)

北沢税務署 TEL 03-3322-3271(代表) 目黒税務署 TEL 03-3711-6251(代表)

国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます！



e-Taxを利用しよう

税理士による 無料申告相談

～申告書を作成して提出できます～

次の日程で「税理士による無料申告相談～申告書を作成して提出できます～」を実施しますのでご利用ください。

場 所	実施日	受 付 時 間
幅ヶ谷区民会館 1階 集会場 渋谷区幅ヶ谷3-4-1	2月2日(火)・2月3日(水) 2月10日(水)	9:30～11:30 13:00～15:30 ※ 混雑する場合は受付を 早めに締切る場合があります。 早めにご来場願います。
恵比寿社会教育館 1階 展示室 渋谷区恵比寿2-27-18	2月4日(木)・2月5日(金)	
区立商工会館 2階 大研修室 渋谷区渋谷1-12-5	2月8日(月)・2月9日(火)	
上原社会教育館 2階 大・中学習室 渋谷区上原3-13-8	2月12日(金)	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く。）。

申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。

- 確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具及び印鑑等をご持参ください。
- 申告書用紙の発送時期の関係で、相談日が過ぎている場合がございますがご了承ください。

表面地図の説明

○最寄り駅から申告書作成会場（ベルサール渋谷ファースト）までのご案内○

◆ 渋谷駅

【15番出口】又は【東口】から歩道橋を渡り、
渋谷警察署の前（六本木通り）を直進（約8分）

※ 歩道橋にはエレベーターが設置してあります。

★都営バス

【東口54番乗場】（学03系統）

「日赤医療センター」行き《渋谷三丁目》下車

★ハチ公バス「タヤけこやけルート」

《青山学院西門》下車

◆ 表参道駅

【B1出口】又は【B3出口】から青山学院大学
を左側に見て、青山通りを渋谷方面に進み、
青山学院前交差点を左折（約10分）

※ B3出口にはエレベーターが設置してあります。

都税事務所だより

法定調書の作成・提出はパソコンで !! ～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に ～

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると、

作成が便利！

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。

提出が便利！

自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。



ペーパーレスで自宅や
オフィスもすっきり!!

② e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、電子証明書がICカードに格納されている場合には、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

（注）パソコンの環境などによりご利用できない場合があります。

③ e-Tax を利用するためには、開始届出書の提出が必要です。

開始届出書は、e-Tax ホームページからオンラインで提出でき、利用者識別番号等がオンラインで発行（通知）されます。利用者識別番号の取得後、電子証明書等の初期登録を行ってください。

④ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書（及び同合計表）」については、e-Tax ホームページの「e-Tax ソフト（WEB版）」により、作成・提出することもできます。（詳しくは29ページをご覧ください。）

⑤ 詳しくは、e-Tax ホームページをご覧ください。利用開始の手続、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法、また、よくある質問（Q&A）など、e-Tax に関する最新情報についてお知らせしています。なお、ご不明な点がある場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。

光ディスク等による提出について

法定調書は、書面及び e-Tax による提出のほか、光ディスク等（CD、DVD、FD、MO）により提出することもできます。

初めて光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署までお問い合わせください。

提出に当たってはセキュリティ確保のため、暗号化（自己復号型）による提出をお勧めします。

なお、一定の基準に該当する方については、平成26年1月1日以降、光ディスク等による提出が義務化されています。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

提出期限等について

この手引で示す法定調書は、平成28年2月1日（月）までに所轄税務署長（給与支払報告書・特別徴収票については、関係市区町村長）に提出しなければなりません。

法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記入方法について

- 1 提出範囲の金額基準の判定に当たっては、原則として消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額を含めてください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで判定しても差し支えありません。）。
- 2 支払金額の記入に当たっては、原則として消費税等の額を含めて記入してください（消費税等の額が明確に区分されている場合には、その額を含めないで記入しても差し支えありませんが、その場合には、「（摘要）」欄にその消費税等の額を記入してください。）。

復興特別所得税の源泉徴収について

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて納付しなければならないこととされています。

このため、法定調書のうち「源泉徴収税額」欄が設けられているものについては、**所得税と復興特別所得税の合計額を記載してください。**

※ 平成25年分以降の源泉徴収税額表は、復興特別所得税を含んだ税額表に変更されています。

電子納税、電子申告を活用しよう

都税事務所だより

★ マイナンバーの取扱い開始について ★

いよいよ平成28年1月から
マイナンバーの取扱いを開始します！



● 税務関係書類への個人番号・法人番号の記載について（平成28年1月以降）

個人番号・法人番号の記入欄が設けられた税務関係書類に個人番号・法人番号を記載していただくことになります。

主な書類は、固定資産税（償却資産）申告書、法人住民税・事業税及び地方法人特別税の申告書、事業所税の申告書等です。詳細については、主税局ホームページでご確認いただくか、各税目の担当部署へお問い合わせください。

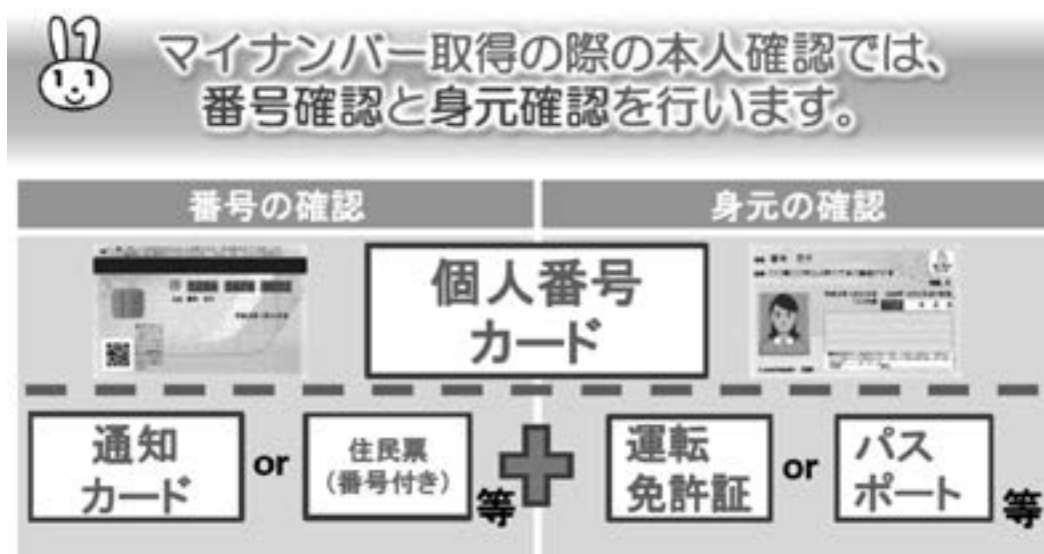
● 本人確認について（平成28年1月以降）

個人番号を記載した書類を提出いただく際は、番号法に基づく本人確認をさせていただきます。

都税事務所等の窓口で書類を提出される際は、個人番号カード（顔写真付き）をお持ちください。

個人番号カード（顔写真付き）をお持ちでない場合は、通知カードと身分証明書（運転免許証やパスポート等）をお持ちください。なお、代理人が提出する際は、委任状、代理人の身分証明書、本人の個人番号カードの写し等を提示いただきます。また、郵送で提出される場合は、個人番号カード（顔写真付き）等の写しを同封していただくようお願いします。本人確認書類の詳細については、主税局ホームページでご確認いただくか、各税目の担当部署へお問い合わせください。

なお、法人番号は公表されている番号のため、本人確認をさせていただきます必要がありません。



法人会の事業活動に積極的に参加しよう

法人会 事業 アラカルト

「マイナンバー適正利用・安全管理の街」 宣言式

来年1月から社会保障、税及び災害対策での利用開始に合わせて、適正かつ安全に利用していくため、11月12日(木)原宿東郷記念館において、渋谷税務署長納税表彰式に先立ち、「マイナンバー適正利用・安全管理の街」宣言式を開催した。

式では、渋谷電子申告・電子納税推進協議会の八木原会長から、渋谷区は行政と区民・事業者が一体となってマイナンバーの適正利用・安全管理をすることを行政関係5機関の長に宣言した。



八木原会長挨拶



行政団体長と協力団体長



宣言文を渋谷区長に渡す八木原会長



NHKのテレビ取材

第10回チャリティゴルフコンペを開催

<厚生委員会>

厚生委員会主催による第10回チャリティゴルフコンペを10月6日(木)、今年は千葉県のリフォーレ&松尾ゴルフ倶楽部で開催した。

今年は天気に恵まれ、滞りなく開催することが出来た。優勝は、日邦防災(株)の荻邦宏氏。参加者は44名。

参加者からのチャリティ募金44,000円を11月5日、新居厚生委員長から渋谷区社会福祉事業団に寄贈した。



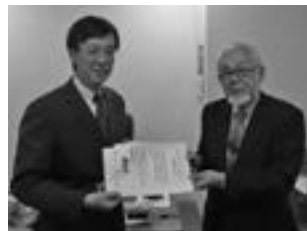
長島副会長挨拶



チャリティゴルフコンペ



優勝：荻 邦宏氏(右)



寄付する新居委員長(右)

秋の特別セミナーを開催

－税とマイナンバー / 渋谷駅周辺の再開発－

去る10月26日(月)午後2時より、渋谷エクセルホテル東急において開催した。

今年は、『税とマイナンバー』と『渋谷駅周辺の再開発』の2講座を開催した。まず第1講座は、10月から順次ナンバー交付が始まり、来年1月から徐々に運用が開始されるマイナンバーについて、渋谷税務署 本田審理担当上席調査官より税務面でのマイナンバーの概要について説明があった。

続いて第2講座では、東京急行電鉄(株)開発事業部 山口課長より2027年まで続く渋谷駅周辺再開発について、渋谷がどのように変わっていくのかをご説明いただいた。

出席者は、170名(一般参加者15名)



秋の特別セミナー



第1部講師：本田審理
担当上席調査官



第2部講師：東急電鉄
山口開発事業部課長



柳田会長挨拶

税を考える週間協賛事業

渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2015)に参加

「税を考える週間」(11/11～11/17)協賛行事の一環として、去る11月2日(月)、3日(火)の2日間、渋谷税務署管内税務関係五団体の一員として、渋谷区くみの広場(しぶやフェスタ2015)に参加。例年天気に恵まれ、2日間で延べ90万人の来場者で賑わうが、今



イータクン

メールアドレスを登録しよう

年は2日の月曜日はここ最近異例の平日開催に加え、雨も降ったため、来場者が少なかった。但し3日の文化の日はその反動もあってか、通路が人で埋まる位の来場者があり、3,000セット用意した税金クイズ、パンジーの鉢植えや子供たち向けに用意した風船、クリアファイル、税知識普及のためのまんが「おじいさんの赤いつぼ」等も予定より早く捌けてしまった。

柳田会長、八木原副会長、石田副会長、青年部会、女性部会員の皆さん、花のセットや税金クイズ、鉢植えのプレゼンターまでお疲れ様でした。



税金クイズ

特養ホームあやめの苑代々木、 美竹の丘渋谷を慰問

<社会貢献委員会>

社会貢献委員会では11月4日：あやめの苑代々木、5日：美竹の丘渋谷の2つの特養老人ホームを慰問。昨年に続いて、千駄ヶ谷の公益財団法人東京二期会所属、歌手2名、ピアノ1名のご協力を得て、今年も入所者の方々になじみの深い童謡を中心に約12曲を歌い、入所者の方々も聴き入っていた。



長谷部渋谷区長ご挨拶



あやめの苑



八木原社会貢献委員長挨拶



美竹の丘

ブロックだより

金王八幡例大祭に参加

第4ブロック（藤木ブロック長）

毎年9月の中旬の土日に開催される渋谷区最大の祭り、今年は19日と20日に開催された。日曜日には14基もの神輿が渋谷109前に繰り出す。

法人会では、19日の土曜日の部に参加。京王井の頭

線渋谷駅ガード下で渋谷税務署から提供された恒例の“税金クイズ”に子供も大人も挑戦していただき、お菓子などの景品を提供し、法人会をアピールした。



千駄ヶ谷まつりに参加

第10ブロック（細川ブロック長）

去る10月4日(日)千駄ヶ谷地区の小中学校4校で輪番開催している千駄ヶ谷まつりが今年も鳩森小学校で開催され、昨年に引き続き参加した。

鳩森小学校での開催は今回で3回目になるが、毎回かなりの雨が降り、屋内でしか開催出来なかったが、



今年は初めて屋外での開催となった。

税金クイズの挑戦者に景品を差し上げ、税金と法人会をアピールした。

恵比寿ビール坂祭りに参加

第1ブロック（大塚ブロック長）

10月11日(日)明治20年に日本麦酒醸造（現サッポロビール(株)）が開業、『恵比寿ビール』を製造販売し、その工場から馬車でビールを運んだことから呼ばれるようになった坂で、“恵比寿ビール坂祭り”が開催され、渋谷法人会第1ブロックが今年初めて参加し、花小鉢、お菓子、税金クイズ等を提供し、法人会をアピールした。



“第7回はあとぴあ祭”に参加

第11ブロック（丸山ブロック長）

これまで、1月から3月にかけて渋谷区障害者福祉センター“はあとぴあ原宿”に慰問という形でやってきたが、是非10月の“はあとぴあ祭”に参加してほしいとの要請を受け、10月17日(土)開催の“はあとぴあ祭”に初めて参加した。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

内容は特に変わらず“風船職人”SHINOさんによるアートバルーンショーで、ゴム風船を使い、動物・植物・帽子や魔法使い？をつくり、入園者や周辺の施設利用者と一緒に楽しみました。



アートバルーンショー

ブロック税務講習会を開催終了

法人会の各ブロックでは、平成27年度税法改正、税とマイナンバーについての講習会を10月15日の第8ブロックを皮切りに11回にわたり開催し、11月24日の第5ブロックの開催により終了した。

各開催については下表の通りです。



吉田第一統括官ご挨拶



7ブロック税務講習会



講師：本田審理
担当上席調査官



第1ブロック税務講習会

ブロック税務講習会開催一覧

ブロック	開催日	開催時間	開催場所	出席
8	10月15日	10:30~12:00	初台区民会館	36名
7	10月19日	10:30~12:00	八千代銀行幡ヶ谷支店	41名
10	10月20日	10:00~11:30	千駄ヶ谷社会教育館	61名
11	10月22日	10:30~12:00	穂田区民会館	56名
4	10月23日	10:30~12:00	渋谷法人会館	71名
3	10月29日	10:30~12:00	渋谷区立商工会館	70名
1	11月9日	10:30~12:00	リフレッシュ氷川	62名
9	11月10日	10:00~11:30	全理連ビル会議室	60名
6	11月16日	10:30~12:00	代々木八幡区民会館	39名
2	11月20日	10:30~12:00	西武信用金庫恵比寿支店	42名
5	11月24日	10:30~12:00	渋谷法人会館	66名

部会だより

源泉研究部会役員・世話人会を開催

去る9月16日(水)午前11時から、源泉研究部会役員・世話人会を開催し、渋谷税務署異動後初の源泉研究部会役員世話人会を開き、顔合わせと今後の研修会について、話し合った。

出席者は渋谷税務署金森署長はじめ5名、法人会からは松本部長はじめ10名。



金森署長ご挨拶



松本部長挨拶



役員世話人会

第6回《エンジェルス》セミナーを開催

去る11月11日(水)午後1時30分から渋谷東急REIホテル2階において、“介護”をされている方々へのケアそして情報交換を目的とした活動に取り組むための《エンジェルス》セミナーを開催した。

今回は、介護についての国の方針が“自宅介護”の方向にあるため国や区の介護現状について理解をすることと将来に役立つ情報を得るため、医療法人社団友歯会 新青山ビルユー歯科 訪問部長 清水享子氏、介護老人保健施設グリーンポート恵比寿事務局長の戸塚峰啓氏、社会福祉法人渋谷区福祉協議会成年後見支援センターの日野美奈子氏に介護の現状についてパネルディスカッションしていた。出席者108名。



パネルディスカッション



長谷部区長ご挨拶



石田女性部会担当副会長挨拶



名和部会長挨拶

e-Taxを体験してみよう！

平成27年9月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
3	(社)福 渋谷区社会福祉事業団	浅川 和憲	渋谷区渋谷1-18-9	5464-6810	
3	税理士法人アーニングスターズ	上 秀夫	渋谷区渋谷2-10-7	5468-8111	税理士法人
4	(株)メディアグローバルステージ	堀井 光	渋谷区道玄坂1-19-2	5456-1518	映像配信業
4	(株)キューズ・クリエイティブ	藏田 正彦	渋谷区円山町5-5	5456-0550	情報通信サービス業
区外	(株)クリンピア	山本 幸市	新宿区西早稲田3-7-11	3207-3824	清掃業
区外	(株)ライフプラザパートナーズ	宇都 正信	新宿区西新宿1-21-1	5322-7215	保険代理店
区外	(有)アイウォズ・ア・バレリーナ	渡邊 智博	世田谷区北沢3-28-2	3468-7662	映像制作

平成27年10月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	(株)リアルティスト	路次 徹夫	渋谷区広尾1-3-18	5422-9722	飲食
2	エステート代官山(株)	吉田 匡道	渋谷区恵比寿南3-7-18	3794-7531	不動産賃貸
3	(株)ガイア環境設計	三上 維啓	渋谷区渋谷3-5-16	6869-1067	建築設計
9	(株)グッドウイン	及川 昌彦	渋谷区代々木1-11-2	6383-3210	保険業
9	渋谷区あやめの苑・代々木	遠藤 正	渋谷区代々木3-35-1	3372-1103	
11	(有)ムサシ興業	荻野 幸一	渋谷区神宮前4-28-18	3404-5746	不動産賃貸業
11	オフィスきらめき	仁平 美香	渋谷区神宮前1-23-8	6804-5536	コンサルティング

「現世は夢 夜の夢こそまこと」

探偵小説という新たなジャンルの分野を切り拓き、いまでも多くの読者を惹きつけ愛されている江戸川乱歩。

彼の書く作品はこれまでになく独創性に富み、日常の世界から別世界へと読者を誘う不思議な魅力を持っていた。

三重県に生まれた乱歩は、身体が弱く学校も休みがちであったが、大変な読書家で、「私の読書は少年時代から今にいたるまで散歩的であり、放浪的である」（わが夢と真実）と語っている。反面、友人と満州への渡航を企てるなど、好奇心や冒険心も旺盛であった。

早稲田大学へ進んだ彼は、卒業後、会社員や古本屋開業、蕎麦屋開業、雑誌編集、新聞記者など実に十数種の仕事をすることになる。こうした経験が、多くの創作を生みだす源泉になったともいえよう。

古今東西明日を勝ち取る 「成功のルール」名言集

相川 信彦 (社)日本作家クラブ常任理事

小説家

『江戸川乱歩』

(1894～1965)

1923年、「二銭銅貨」という作品で衝撃的な文壇デビューを果たす。ペンネームは江戸川乱歩。敬愛するアメリカの文豪エドガー・アラン・ポーをもじってつけたもので、その後もこのペンネームで多くの創作を発表し、日本の小説界に多大な業績を残した。

代表作「D坂の殺人事件」(1925年)「陰獣」(1928年)「孤島の鬼」(1930年)そして、全国の少年ファンを魅

了した代表的シリーズ「怪人二十面相」(1923年)「少年探偵団」(1937年)が登場。名探偵・明智小五郎や怪人二十面相を生み出した。

彼の数多くの作品は漫画化されたり映画やテレビで放映されたりと、今でも人々を魅了し続けている。さらに戦後は推理小説専門の評論家としても活躍した。

また、日本探偵作家クラブの創立と財団法人化に尽力し、同クラブに寄付した私財で江戸川乱歩賞が制定されるなど、多くの足跡を残した。

かつて乱歩の生家がかった名張市には石碑が建てられ、乱歩の愛した言葉「うつし世はゆめ よるの夢こそまこと」が刻まれた。

■参考文献

- ・『わが夢と真実』江戸川乱歩著 (東京創元社刊)
- ・『少年探偵団』江戸川乱歩著 (講談社刊)

法人会ホームページを活用しよう



～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	平成28年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
申告期限	平成28年2月1日(月)

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係までお問い合わせください。

渋谷都税事務所 固定資産税課 償却資産係 電話 03-5420-1621(代)

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索

クリック

申告書のマイナンバー記載にご協力ください

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に、マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が新設されました。所定の欄に個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

また、個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施いたします。窓口又は郵送での申告の際は、以下の(1)又は(2)の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付のうえ、ご提出ください。

なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。

(1) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	個人番号カード(裏面) 通知カード 住民票(個人番号付き) 等	個人番号カード(表面) 運転免許証 旅券(パスポート) 等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード(裏面) 本人の通知カード 本人の住民票(個人番号付き) 等	代理人の個人番号カード(表面) 代理人の運転免許証 代理人の旅券(パスポート) 等	税務代理権限証書 委任状 等

※上記以外の本人確認資料については、主税局ホームページをご参照いただくか、各都税事務所までお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます



ホームページ <http://www.eltax.jp/>

ハイシコク

ヘルプデスク ☎ 0570-081459 (左記電話番号につながらない場合: ☎ 03-5500-7010)

9:00から17:00(土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く)

エルタックス

検索

クリック



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

振替納税を利用しよう

12月は固定資産税・都市計画税第3期分の納期です(23区内)

お手元の納付書により、12月28日(月)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関^{*1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替^{*2}
③コンビニエンスストア^{*3}

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家 セブンイレブン
デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK設置店(コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。)

- ④金融機関^{*1}・郵便局の  (ペイジー) 対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{*4}
⑤パソコン・携帯電話・スマートフォンからのクレジットカード納付

インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)

詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.tokyo>)をご覧ください。

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-3963-2177)へお問い合わせください。
※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
※4 ○  (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。
○領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。なお、都では独自に、「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

【お問い合わせ先】東京都渋谷都税事務所 03(5420)1621代
〈課税について〉固定資産税係 〈納税について〉徴収管理係

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書(ハガキ式又はダウンロード様式)に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください(1月12日(火)までにお申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期分から口座振替をご利用いただけます)。

〈口座振替のお問い合わせ先〉主税局徴収部納税推進課口座振替係 (03-3963-2177)



しふや法人No.537 季節のクロスワードパズル◎解答

解答 コンサート

タ	ン	ゴ	■	ア	イ	■	マ
イ	■	ス	ト	リ	ン	グ	ス
コ	ッ	ペ	リ	ア	■	ラ	ク
■	ワ	ル	ツ	■	ミ	ミ	■
モ	モ	■	ブ	ツ	チ	ー	ニ
ク	ノ	ウ	■	マ	ル	■	ホ
ギ	■	サ	ン	ビ	■	ノ	ン
ヨ	モ	ギ	■	キ	ヨ	ウ	シ

◎当選者

しふや法人No.537の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。当選者は、下記の方々です。(非当選の方へのご通知は差し上げません)

(株)高木本社	宮川 幸一様
シンキングアウト(株)	水野 博美様
マルフジエンジニアリング(株)	中田 俊一様
(株)エムエスアート	小幡 彰子様
(株)小寺商店	小寺真理子様

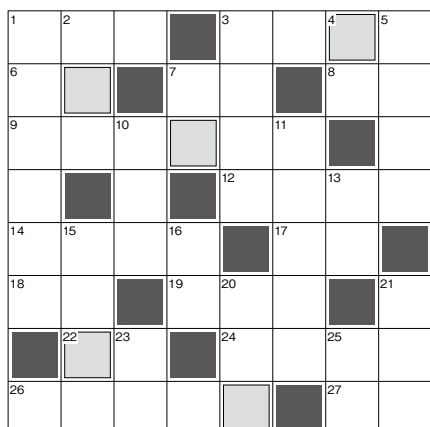
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成28年1月8日(金)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 今年も一年お世話になりました。乾杯!
- 寒いと思ったら氷点下
- 今年の大晦日は何曜?
- サンタさんが乗るのは陸空両用
- 新年を迎える、準備〇〇〇〇整いました
- 日本一の山。初日見ようと前日は五合目の小屋
- 窓もピカピカ。あら、曇り〇〇〇じゃなかったのね
- “運の良し悪しを占うため”宝くじ購入
- びっくり仰天、目がコレに
- ケーキ作りで、卵白と分けて泡立て?
- 逆から読んでも「墨で〇〇」
- 〇〇〇明晰。〇〇〇プレー。電子〇〇〇
- 旬より12月が売れる「あまおう」や「とちおとめ」

解答欄

- 今年も禍のもとだった…。チャック!
- 「コヒールンバ」に歌われているコーヒー豆

ヨコのカギ

- 赤い羽根の他、バッジなどもある「共同〇〇〇」
- 年越しでツルツル〜ザルじゃないけど汁なし
- 水清ければ、住みません
- 熊手でどっさり掻き込みたい
- 円の1/1000
- 元日に届くよう、ポストへ急げ
- 酒気帯びでやっでは、絶対ダメよ
- お歳暮にいかが?ボラの卵巣で作った珍味
- 剣道で、一級のあと初〜八
- 一着でゴール〇〇!…を夢見る有馬記念
- 冬は可愛くふくらんで、チュンチュン
- 万の一万倍で0が八個
- ベッタン、搦いて平たくのばしました
- 荒巻鮭をいただいてから、出刃買おうかな
- サビを落としてキレイに。小島さんの住まい

渋谷法人会の 葬儀支援サービス

家族葬、一般葬、
社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに
合わせたご葬儀の
ご相談承ります



新たな会費のご負担や制度加入手続きは
一切必要ございません。

記載のサービス内容は、平成27年7月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

首都圏平均**50万円**相当の葬儀に必要な**基本セット**が

75歳未満の役員

無 料

75歳以上の役員および
役員のご家族[※]の方

24万円(税別)

でご利用いただけます。

※ 家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。

- 基本セットに含まれない費用は別途ご負担いただきます。
- 詳しくは、下記コールセンターまでお問合せください。

制度内容や
斎場検索ができる
ホームページがあります。
葬儀の知識等も掲載。
スマホからもOK。

葬儀に関する疑問や、事前相談・お問い合わせ、万ーの場合は

全国儀式サービスコールセンター

24時間／365日対応



0120-421-493

※ご利用の際は、事前に上記の電話番号へご連絡ください。葬儀社とのお打合せ後のご連絡では、ご利用になれません。

株式会社 全国儀式サービス

しぶや法人 第538号／平成27年12月1日発行(隔月1回1日発行)

発行人 柳田 道康 発行所 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会 TEL 03-3461-0758 FAX 03-3461-0180
URL <http://www.tohoren.or.jp/shibuya> (会員の購読料は会費に含まれています。)